

地域医療の維持・存続を求める意見書

地域住民にとって、公的医療機関及び地域医療は不可欠な社会インフラであり、高齢化の進展や医師不足が深刻化する中、安定した医療提供体制の維持が急務となっています。しかしながら、現行の診療報酬の実状に加え、水道・電気・ガスなどの物価高騰が医療機関の経営を圧迫し、特に地方では医療機関存続の危機に直面しています。

また、我が国の医師数は全体的には増加傾向にあるものの、中央と地方、またその地方においても地域間で医師の偏在があり、高齢者が集中する地域では医療需要に対する医師不足が大きな課題となっています。

令和6年4月より勤務医に対する時間外労働の上限が適用されたこと等で、医療機関の診療体制の縮小につながり、地方や山間地における救急医療や特別養護老人ホーム等への影響が顕著になっております。

さらに、高齢者人口がピークを迎える2040年問題に向けて、医療・高齢者福祉への自治体の財政負担が増大し、持続が困難になる懸念もあります。

新潟県小千谷市においても、地域医療を支える医療機関の人員確保や運営の安定化が喫緊の課題となっており、地域医療が維持されなければ、住民の健康が損なわれるだけでなく、地域社会そのものの存続にも影響を及ぼしかねません。

よって、国に対し、以下の措置を講じるよう強く要望します。

記

1. 地方の医療機関の安定運営のため、補助金・交付金の拡充や赤字経営の公的医療機関への特別財政措置を講じること。
2. 地域医療を担う医療機関が適正な報酬を得られるよう、診療報酬を見直し、特に救急・周産期・小児医療の報酬制度を充実させること。
3. 公立・公的医療機関の統廃合は地域住民の意見と実態を反映し慎重に進め、地域

の実情に応じた医療提供体制と適切な医療アクセスを確保すること。

4. 医師の働き方改革は、地域における医師確保・偏在対策とともにすすめること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和 7 年 3 月 2 5 日

小千谷市議会議長 上 村 行 雄

(提出先)

内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、衆議院議長、参議院議長